

逗子市議会議員政治倫理条例

平成26年 2 月19日

逗子市条例第 2 号

(趣旨)

第1条 この条例は、逗子市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与するために、規律の基本となる事項を定めるものとする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにするように努めなければならない。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (2) 政治活動に関し、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する寄附以外の寄附を企業、団体、個人等から受けないこと。議員の後援団体（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5第1項に規定する後援団体をいう。）についても、同様とする。
- (3) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (4) 市職員の採用、昇任又は人事異動に関与しないこと。
- (5) 常に市民全体の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用して金品を授受しないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団をいう。）等反社会的勢力に関与しないこと。

(審査の請求)

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第18条に規定する選

挙権を有する市民は、議員が政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、その総数の500分の1以上の連署をもって、その代表者（以下「請求者」という。）から議長に対し、政治倫理基準に違反する行為の存否について審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

2 前項の場合において、連署に係る署名は、当該審査請求をした日前1月以内に行われたものでなければならない。ただし、法第74条第7項に規定する期間は、審査の請求及び署名を求めることはできない。

3 議長は、審査請求があったときは、当該審査請求書類を審査し、不備があると認めるときは、おおむね10日間の期限を定めて当該審査請求の請求者に対し、その補正を求めることができる。

4 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下することができる。

（1） 審査請求をすることができない者によって行われたとき。

（2） 連署に係る要件を満たしていないとき。

（3） 請求者が前項の規定による補正に応じないとき。

（4） 当該違反を疑う行為があった日又は終わった日から1年を経過したとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（審査会の設置等）

第5条 議長は、前条第3項に規定する審査を行った結果、要件に適合すると認めるときは、逗子市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置しなければならない。

2 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

3 審査会の委員は、議員のうちから、議長が指名する。

4 審査請求をした議員及び審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）は、当該審査請求に係る審査会の委員となることができない。ただし、議長が認めた場合は、この限りでない。

5 審査会の委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(政治倫理基準違反の審査)

第6条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否及び政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。

2 審査会は、前項の審査を行うため、審査対象議員その他の者に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。

3 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。

(議員の協力義務)

第7条 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

(審査結果の報告等)

第8条 審査会は、第6条第1項に規定する審査を終えたときは、報告書を作成し、議長に提出しなければならない。この場合において、審査会は、必要と認める措置について、理由を付した文書をもって勧告することができる。

2 前項の規定による報告書の提出は、審査会が付託を受けた日から90日以内に行うよう努めなければならない。

3 議長は、第1項の規定による報告書の提出を受けたときは、請求者及び審査対象議員に対し、速やかに審査結果を通知するとともに、その概要を公表しなければならない。

(審査対象議員に対する措置)

第9条 議長は、審査会の審査結果を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる審査対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じるものとする。

2 議長は、前項の規定により措置を講じたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。